

令和 7 年第 3 回宝塚市議会定例会提出議案（第 3 次送付分）

議案第 1 3 2 号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 132 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 12 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 事務員及び司書補助の項中「7, 370 円」を「7, 820 円」に改め、同表運動指導員の項中「7, 470 円」を「7, 920 円」に改め、同表保育補助員及び介助員の項及び栄養士の項中「7, 690 円」を「8, 150 円」に改め、同表軽作業員の項及び調理補助員の項中「7, 370 円」を「7, 820 円」に改め、同表調理員の項中「7, 470 円」を「7, 920 円」に改め、同表重作業員の項中「7, 690 円」を「8, 150 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第 8 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。